

## 税制上の優遇措置について

さわやか福祉財団への寄付金は、平成23年1月1日より所得税の税額控除対象となり、確定申告により控除が適用されます。申告にあたり、領収書が必要となりますので、必要な方は当財団までお申し出ください。

### ◆個人の皆さま

#### 【所得控除について】

個人が国や地方公共団体、特定公益法人などに対し寄付金を支出した場合、所得控除を受けることができます。

$$\boxed{\text{次のイ・ロのいずれか低い金額}} - 2 \text{ 千円} = \boxed{\text{寄付金控除額}}$$

- イ. その年に支出した特定寄付金の額の合計額      ロ. その年の総所得金額等の40%相当額

#### 【税額控除について】

個人が支出した寄付金について、確定申告時に税額控除制度の適用を選択した場合、以下の算式により算出された額が、所得税額から控除されます。

$$\boxed{\text{税額控除対象寄付金 (※1)}} - 2 \text{ 千円} \times 40\% = \boxed{\text{控除対象額 (※2)}}$$

この額が、所得税額から控除されます。

※1 税額控除対象寄付金：税額控除対象法人への寄付金額

注：寄付金支出額が、総所得金額等の40%に相当する金額を超える場合には、40%に相当する額が税額控除対象寄付金となります。

※2 控除対象額は、所得税額の25%を限度とします。

※3 東京都内にお住まいの方は都税の確定申告により控除が適用されます。

### ◆法人の皆さま

法人税について、法人が支出する寄附金は、その法人の資本金等の額、所得の金額に応じた一定の限度額までが損金に算入されます。このとき、公益法人に対する寄付については、一般寄付金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度額が設けられています。（法人税法第37条）

$$A : (\text{所得金額の } 6.25\% + \text{資本金等の } 0.375\%) \times 1/2$$

$$B : (\text{所得金額の } 2.5\% + \text{資本金等の } 0.25\%) \times 1/4$$

- ┌ A：公益法人への寄付金の特別損金の算入限度額  
└ B：一般寄付金の損金算入限度額（Aの限度額を超えた分を含む）

本件に係るご質問、ご照会は、当財団「地域助け合い基金窓口」までご連絡ください。

TEL：080-9277-4174      メール：tasukeai-kikin@sawayakazaidan.or.jp